

平成17年度税制改正速報!

はじめに

平成16年12月15日、与党から平成17年度税制改正大綱が発表されました。所得税、個人住民税の定率減税2分の1縮減、65歳以上で一定の者の住民税非課税措置の段階的廃止など、個人にとっては増税を中心とした内容になっています。

また、大綱では平成19年度を目途に消費税の抜本的改革、税率引き上げの方針が明記されており、財政赤字が膨らむ中で来年以降の税制改正も、このような増税路線が続くものと思われます。

1. 定率減税の縮減

定率減税とは、算出所得税額、住民税額から全員が一律の割合で控除出来る措置を言います。

	現行	改正案
所得税	所得税額の20%相当額 (25万円を超える場合は、25万円)	所得税額の10%相当額 (12.5万円を超える場合は、12.5万円)
住民税	住民税所得割額の15%相当額 (4万円を超える場合は、4万円)	住民税所得割額の7.5% (2万円を超える場合は、2万円)

所得税：平成18年1月から 住民税：平成18年6月徴収分から

*但し、「今後の景気動向を注視し、その時々々の経済状況に機動的・弾力的に対応する。」との記述があり、引き続き検討が進められることとなります。

<増税額>	年収	500万円の場合	年間	18,000円	の増税
		700万円		41,000円	
	給与所得者	1,000万円		89,000円	
	夫婦子供2人の家庭では	1,400万円以上		145,000円	

2. 高齢者の住民税所得割非課税措置の段階的廃止

<現行> 前年の合計所得金額が125万円以下(年金収入で245万円以下)で65歳以上の者

住民税所得割が非課税

<改正案> 平成18年度分：(所得割+均等割)×2/3を減額
 平成19年度分：(所得割+均等割)×1/3を減額
 平成20年度分：非課税措置を完全廃止

平成18年度分の住民税から適用

平成16年改正
 高齢者(65歳以上)
 に関する増税項目

- ・ 老年者控除(50万円)の廃止(平成17年分所得税及び平成18年度分の住民税から)
- ・ 公的年金控除額の上乗せ措置を廃止(平成17年分所得税及び平成18年度分の住民税から)

3. 社会保険料控除について添付書類を義務付け

国民年金保険料の社会保険料控除を適用するには、保険料の支払いをした旨を称する書類を、確定申告書に添付し、又は年末調整の際に提出等を行わなければならない。

平成17年分の所得税から適用

現行は添付要件ありません。